

特別償却の付表（二）の記載の仕方

1 この付表（二）は、青色申告法人が租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第42条の5第1項《高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第52条の3に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）又は連結法人が措置法第68条の10第1項《高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却》の規定の適用を受ける場合（この規定の適用を受けることに代えて措置法第68条の41に規定する特別償却準備金として積み立てる場合を含みます。）に、高度省エネルギー増進設備等の特別償却限度額の計算に関し参考となるべき事項を記載し、該当の別表十六に添付して提出してください。

ただし、青色申告法人又は連結法人が所有権移転外リース取引により取得した高度省エネルギー増進設備等については、この制度の適用はありませんので、注意してください。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの付表を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の（ ）内に記載してください。

2 「高度省エネルギー増進設備等の区分1」は、措置法第42条の5第1項又は第68条の10第1項のいずれの規定の適用を受けるものであるかの区分に応じ、該当条項を○で囲みます。

なお、「（ ）号」内には、措置法第42条の5第1項の該当号を記載してください。

3 「事業の種類2」には、高度省エネルギー増進設備等を事業の用に供する場合のその供される事業の種類を記載します。

4 「高度省エネルギー増進設備等の種類等3」には、耐用年数省令別表に基づき、高度省エネルギー増進設備等の種類、構造、細目等を記載します。また、その高度省エネルギー増進設備等が機械及び装置である場合には、（ ）内に耐用年数省令別表第二の該当の番号を記載してください。

5 「高度省エネルギー増進設備等の名称4」には、高度省エネルギー増進設備等に該当する資産の名称を記載します。

6 「取得価額9」には、高度省エネルギー増進設備等の取得価額を記載します。

ただし、その高度省エネルギー増進設備等につき法人税法第42条から第49条まで《圧縮記帳》の規定の適用を受ける場合において、圧縮記帳による圧縮額を積立金として積み立てる方法により経理しているときは、その積立額（積立限度超過額を除きます。）を取得価額から控除した金額を記載します。

7 「償却・準備金方式の区分12」は、その高度省エネルギー増進設備等につき直接に特別償却を行うか、又は特別償却に代えて特別償却限度額以下の金額を特別償却準備金として積み立てるかの区分に応じ、該当するものを○で囲みます。

8 「補助金等の受領の有無13」には、措置法第42条の5第4項（又は第68条の10第4項）に規定する補助金等をもってその補助金等の交付の目的に適合した高度省エネルギー増進設備等を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、その補助金等の受領の事実の有無の区分に応じ、該当するものを○で囲みます。「有」の場合には、その高度省エネルギー増進設備等について措置法第42条の5第1項（又は第68条の10第1項）の規定の適用はありませんので注意してください。

9 「エネルギーの使用の合理化等に関する法律の特定事業者若しくは特定連鎖化事業者の指定又は連携省エネルギー計画若しくは荷主連携省エネルギー計画の認定を受けた年月日14」には、エネルギーの使用の合理化等に関する法律第7条第1項若しくは第18条第1項に規定する指定又は同法第46条第1項若しくは第117条第1項に規定する認定を受けた年月日を記載します。

また、同法第7条第3項に規定する特定事業者若しくは同法第18条第2項に規定する特定連鎖化事業者（特定連鎖化事業者が行う同条第1項に規定する連鎖化事業の同項に規定する加盟者を含みます。）又は同法第46条第1項に規定する連携省エネルギー計画の認定を受けた者若しくは同法第117条第1項に規定する荷主連携省エネルギー計画の認定を受けた者の区分に応じ、それぞれ「特定事業者」「特定連鎖化事業者」「連携省エネルギー計画認定事業者」「荷主連携省エネルギー計画認定事業者」を（ ）内に記載します。

10 「事業の用に供した高度省エネルギー増進設備等の仕様、性能、型式等判定上参考となる事項15」には、事業の用に供した資産の仕様、性能、型式等その資産が高度省エネルギー増進設備等に該当するものであることを判定する上で参考となる事項を指定告示の別表等に掲げる仕様、性能、型式等の単位をもってできるだけ具体的に記載するほか、指定告示に定める高度省エネルギー増進設備等については、（ ）内にその指定告示番号を、例えば「平30経産省告示第67号」のように記載します。

11 「確認等年月日16」には、租税特別措置法施行規則第20条の2第1項に規定する経済産業局長の確認書の確認年月日又は同条第2項若しくは第3項に規定する経済産業大臣若しくは経済産業局長の認定書若しくはその写しの認定年月日を記載します。